

つくば市監査公表第6号

令和3年度（2021年度）財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月30日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷大蔵

令和3年度（2021年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査の実施期間

令和3年（2021年）7月7日から令和3年（2021年）11月29日まで

第4 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）第15条第1項の規定に基づき、公の施設の管理運営に関する業務を行っている者

- 1 公の施設 つくば市子育て総合支援センター
- 2 所管部局 こども部こども政策課
- 3 指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

第5 監査対象の事項及び範囲

令和2年度（2020年度）公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第6 監査の方法及び着眼点

支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第7 指定管理の概要

- | | |
|------------|--|
| 1 指定管理施設 | つくば市子育て総合支援センター |
| 2 指定管理者 | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 |
| 3 議会の議決 | 平成28年(2016年)12月22日 |
| 4 指定管理者の指定 | 平成29年(2017年)2月15日(告示日) |
| 5 協定の締結 | 平成29年(2017年)2月24日(締結日) |
| 6 指定管理期間 | 平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日(5年間) |
| 7 指定管理料 | 32,480,000円(年度協定額) |

第8 業務の範囲

- 1 施設の利用許可に関する業務
- 2 施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- 3 施設等の維持管理に関する業務
- 4 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務

第9 監査の結果

監査の結果、指摘事項、注意事項及び検討事項を除いては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において、口頭で指導した事項については、速やかに対応されたい。

【指摘事項】

(指定管理者)

- 1 つくば市子育て総合支援センターの管理に関する基本協定書(平成29年2月24日締結)及びつくば市子育て総合支援センター指定管理業務仕様書において、指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、固有の

銀行口座を開設し、経理状況を明確にしなければならないと求められているところ、収入に関しては専用口座で管理されていたが、支出に関しては専用口座から本社口座へ送金後に本社口座から支払先に支出されており、専用口座では支出先が確認できない状況にある。事務処理の効率性の観点から、支出に関して上記の処理を行っているとのことであるが、当該基本協定書及び当該業務仕様書に規定されている事項であることから、所管課及び指定管理者双方で協議し、適正な事務処理となるよう努められたい。

- 2 事業報告書における収支実績において、収入と支出の額が一致しているが、実際に事業を行った結果、収入と支出の額が一致するという事は通常考えられない。行政的な書類として、収入と支出の額を一致させなければならないという認識を持つかもしれないが、指定管理業務における収入と支出の差額は、指定管理者に帰属するものであり、両者を一致させる必要はない。事業報告書は、指定管理者が一年間の事業実績及び成果を明らかにするための重要な資料である。収支実績は、収入と支出の額を一致させるのではなく、実際に経費として支出したものだけを記載されたい。また、収支実績に記載される金額は総勘定元帳から転記されるべきものであるが、両者の金額が一致していない勘定科目が散見されたため、ミスが起きないように科目設定や集計方法等を工夫し、総勘定元帳に基づいて適切に記載されたい。

【注意事項】

(所管課)

- 1 事業報告書及び収支実績は、指定管理者が行う業務の状況及び施設の管理状況を確認するために必要なものであることから、所管課においては当該報告書及び収支実績の確認を適正に行われたい。

【検討事項】

(所管課)

- 1 施設の管理状況を確認したところ、壁面にひびが入っている箇所が多数見受けられた。クロスだけでなく、同じ高さでひびが入っている箇所があり、構造上の欠陥がある可能性も考えられるため、災害防止の観点から専門家に依頼し、しっかりとした安全点検を行われたい。
- 2 聴き取りの結果、次期指定管理者募集要項には、予約システム導入が応募条件とされているとのことなので、併せて、キャッシュレス決済の導入等についても検討し、これからも子育て世代のニーズに応えられたい。

(指定管理者)

- 1 指定管理者は、利用者のニーズに応えるべく、アンケートの実施や利用者懇談会等で意見を聴き事業に反映させており、そのようなことは非常に大切なことと考える。引き続き、利用者の意見を傾聴し、多様なニーズに応えていただきたい。また、災害や犯罪等の緊急事態における備えをしっかりと行われたい。